

食品安全委員会予算関連資料

内閣府
食品安全委員会

《内閣府食品安全委員会・食育関連予算案》
リスクコミュニケーション実施経費

29年度予算案計上額 28百万円【※うち優先課題推進枠3百万円】
(28年度予算額 25百万円)

事業概要・目的

- 食品安全基本法第13条及び第23条第1項第7号に基づき、食品健康影響評価（リスク評価）結果等について国民への丁寧な説明、情報発信、また関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を企画・実施することにより、国民の理解を深めます。
- リスクコミュニケーションの実施のため、意見交換会の開催や季刊誌の発行、また国内外における食品の安全性確保の取組を紹介するシンポジウムの開催等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行うとともに、その意見の把握を効率的・効果的に行います。

事業イメージ・具体例

- 意見交換会関係
食品安全委員会が主催する意見交換会、地方自治体、消費者団体等と連携して行う意見交換会、地域の専門家との意見交換会等を開催します。
- 普及啓発関係
リスク評価等を分かりやすく解説した季刊誌やパンフレットの作成を行います。
- 食品安全に関するリスクコミュニケーションの強化
国内外における食品の安全性確保の取組に係るシンポジウムの開催や、食育活動を行う際に活用できる副読本等の基本教材の配布等の広報を行います。
- 戦略的なリスクコミュニケーションの推進
効果的なリスクコミュニケーションを実施するために、戦略的手法を開発し、広報を行います。
- 子どもを中心とした普及啓発・情報発信（※）
食品安全に関する科学的な知識の普及のため、教育関係者に対する研修、教育現場で活用する教材を作成する。

期待される効果

- 食品のリスク評価結果等について、国民の理解を深めるとともに、国民の意見を把握します。
- 食品に対する科学的な視点が養われ、情報が科学的に適切かどうかを判断できる消費者が育成される。

文部科学省予算関連資料

文部科学省

子供の生活習慣づくり支援事業

(前年度予算額 26百万円)
29年度予定額 5百万円

ライフスタイルの多様化などにより、家庭や社会の影響を受けやすい子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、府省や地域、団体、企業等との連携を図り、子供から大人までの生活習慣づくりを推進する。

子供の生活習慣をめぐる現状

(平成28年度文部科学省全国学力・学習状況調査)

- ◎朝食を毎日食べている児童生徒の割合 : 小学6年生 87.3% 中学3年生 83.4%
- ◎毎日同じ時刻に寝る児童生徒の割合 : 小学6年生 80.0% 中学3年生 75.3%
- ◎午後11時より前に寝る児童生徒の割合(※) : 小学6年生 86.2% 中学3年生 36.6%

※当該項目は平成25年度文部科学省全国学力・学習状況調査より

約6割の生徒が午後11時以降に就寝

子供の生活習慣づくりの課題

- ◆朝食摂取や起床時間と比べ、中学生の就寝時間には小学生との大きな差が見られ、夜型化が顕著
- ◆今後は特に就寝時間を中心に家庭や企業などへさらなる理解を求めている必要

第2期教育振興基本計画 (平成25年6月14日閣議決定)

- ◆基本的方向性：絆づくりと活力あるコミュニティの形成
- ◆成果指標：家庭教育支援の充実（家庭でのコミュニケーションの状況や子供の基本的な生活習慣の改善）
- ◆基本施策：豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実（子供から大人までの生活習慣づくりの推進）

【主な取組】

- 企業に対する子供の生活習慣づくりの重要性についての啓発
- ワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供
- 地方公共団体に対する企業との協力を促進
- 中高生以上の世代向けの普及啓発

「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」における審議の整理 (平成26年3月)

最近の中高生を取り巻く生活の実態と課題・問題点

中高生の生活の実態と課題

- ➡ 中高生になるとスマートフォン等の所有割合やインターネットとの接触時間が急増
- ➡ 夜型生活による睡眠時間の不足
- ➡ 中高生になると、朝食の欠食が増加 など

不適切な睡眠習慣が中高生の心身に与える影響

- ➡ 朝食欠食の日中の活動への影響
- ➡ 非行、不登校、ひきこもりなどの問題行動等のリスクの増加
- ➡ 学力や運動能力への影響 など

必要な施策

全国的な普及啓発の実施

2百万円

社会全体で子供の基本的な生活習慣づくりの気運を育成

- 保護者等への効果的な啓発手法などの支援方策の検討
- 研究発表会の開催



中高生を中心とした生活習慣 マネジメント・サポート事業

3百万円

社会的自立に向け、生活を主体的にコントロールする力の育成

- チェックシートを活用した睡眠習慣改善の実証研究
- 地域や家庭と連携した生活習慣改善の取組実施



社会全体で取り組む子供から大人までの基本的な生活習慣づくり

学校給食の現代的課題に関する調査研究事業

(前年度予算額：24,441千円)

29年度予算額(案)：24,095千円

現状

学校給食栄養報告

地場産物の活用状況等、政策目標の達成状況の指標として活用
「学校給食摂取基準」の改定に向けての調査が必要

衛生管理等に関する調査研究

学校給食における食中毒発生予防の観点から実施が必要

事業概要

学校給食栄養報告

学校給食の栄養内容や地場産物の使用割合等の実態を調査し、学校給食の食事内容の充実を図る

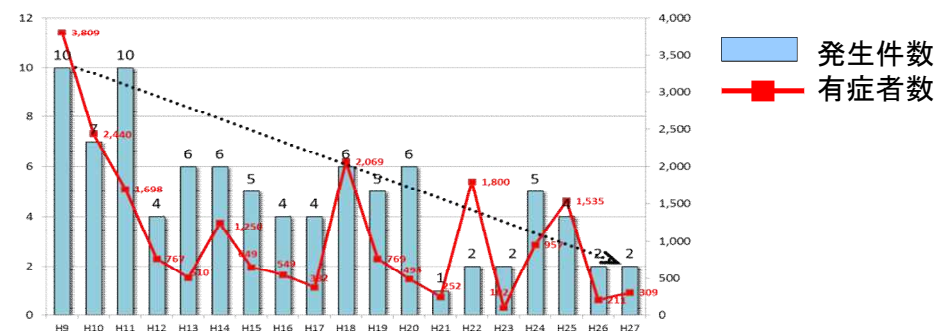
衛生管理等に関する調査研究

都道府県の衛生管理指導者に対して研修を行い、その指導者を給食施設へ派遣し衛生管理の改善を図る

学校給食の充実

- ① 学校給食摂取基準の策定
児童生徒の学校給食1食あたりの栄養量の目安
- ② 地場産物・国産食材等の利用促進等
【地場産物】25.1%(H24) → 26.9%(H27) → 30%(目標値)
【国産食材】76.8%(H24) → 77.7%(H27) → 80%(目標値)
- ③ 食中毒の発生予防
39都道府県に指導者を派遣

学校給食における食中毒発生状況



学校施設環境改善交付金（学校給食施設整備）について

（ 282億円の内数）
平成29年度予算額（案） 241億円の内数

1 概要

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に
必要な施設整備の実施に当たり、その実施に要する経費の一部を「学校施設環境改善交
付金」として交付

2 根拠法令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条

3 交付対象事業者

地方公共団体（都道府県、市町村＜事務組合を含む＞）

4 交付対象事業

義務教育諸学校におけるドライシステムに対応した学校給食施設（単独校調理場、
共同調理場）の新增築または改築事業

※共同調理場：2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（学校給食法第6条）

5 交付金の算定方法（別紙 略）

ドライシステムとは・・・

調理機械・器具から床に水を落とさない構造とすることで、床を
常に乾いた状態とし、調理場内の湿気を少なくすることで細菌の
繁殖を防止するとともに、水はねによる二次感染を防止するシス
テムをいう。

◆ドライシステムとウェットシステムの主な比較

	ドライシステム	ウェットシステム
床の状態	常に乾いている	濡れている
床の傾斜	平坦	排水のための傾斜あり
清掃方法	掃き取り、拭き取り	水まきによる清掃
湿 気	少ない	多い

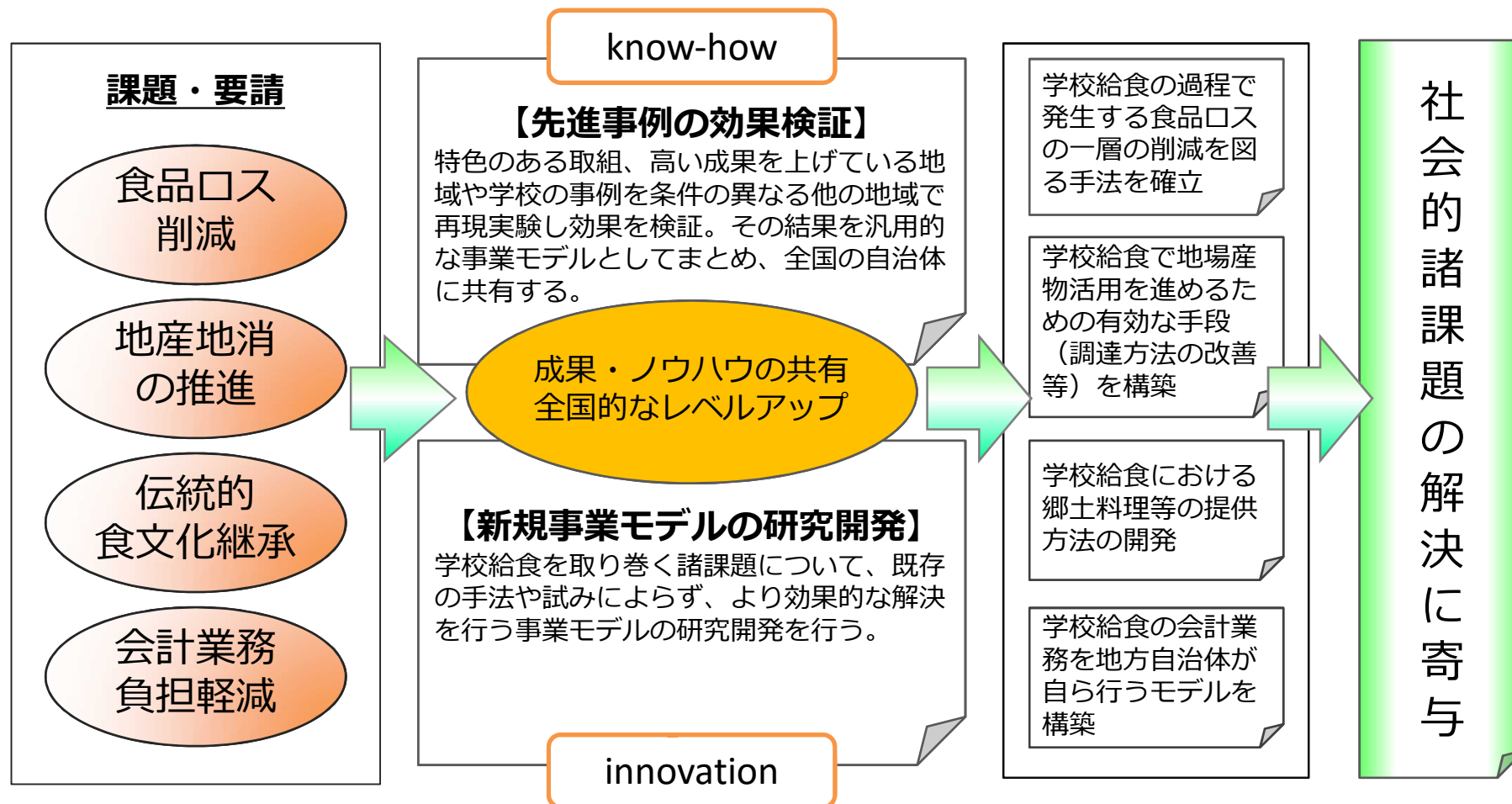
算定式	基準 面積	建築 単価	附帯施設の 基準額	算定 割合	事務費
交付対象経費（①、②のいずれか低い額）＋事務費	別紙	地域別に 設定	別紙	新增築 1/2	交付対象経費の 1/100
①配分基礎額×算定割合 （配分基礎額＝基準面積×建築単価＋附帯施設の基準額） ②事業に要する経費×算定割合				改築 1/3	

社会的課題に対応するための学校給食の活用

(前年度予算額：150百万円)
29年度予算額（案）：83百万円

事業概要

学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や食に関する指導での活用に加え、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承、会計業務に係る学校現場の負担軽減などの社会的な課題・要請への対応が求められている。本事業では、学校給食の活用を通して課題の解決等に資するための事業を実施する。



つながる食育推進事業

(新規)
29年度予算額(案) : 33百万円

現 状

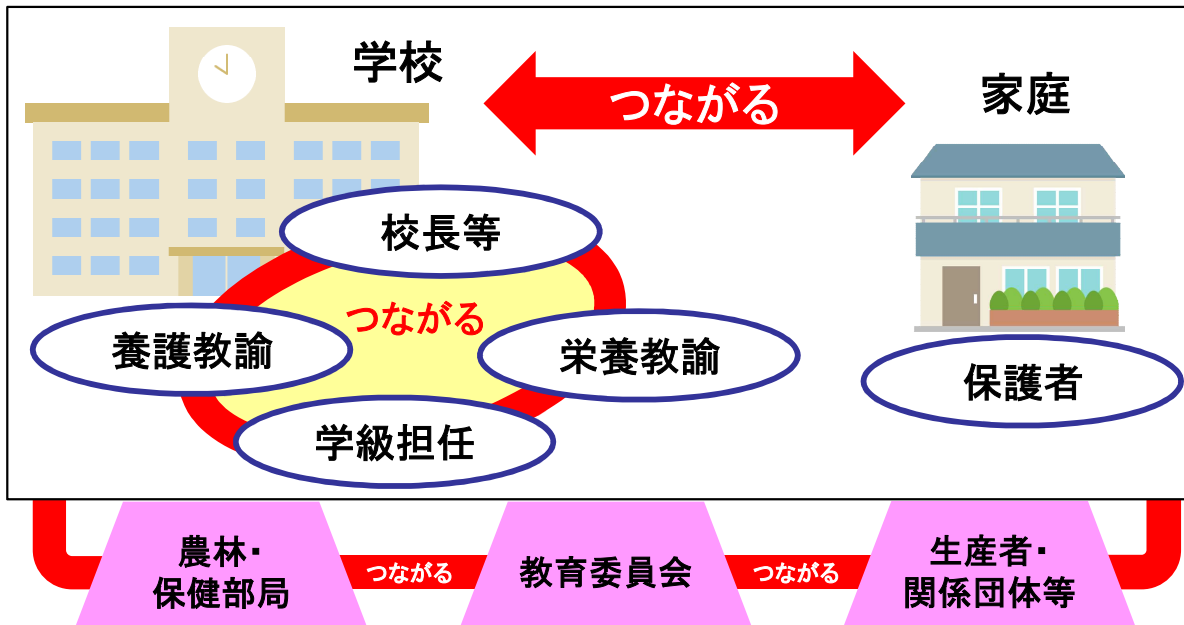
これまで学校を中心とした多様な取組による成果が見られたものの、食を取り巻く環境が大きく変化する中、子供の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要である。

現状:朝食欠食率4.4%⇒目標値0%(第3次食育推進基本計画)

事業概要

子供の日常生活の基盤である家庭においても食育を推進していく必要があることから、栄養教諭と養護教諭等が連携した家庭へのアプローチや、体験活動を通じた食への理解促進など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進することで、家庭における食への理解を深める。

事業イメージ



関係者が連携して
家庭にアプローチ

親子体験活動等への参加
を通して食への理解促進

子供の
食に関する
自己管理能力
の育成

- ・保護者の食への理解
- ・家庭における望ましい食生活の継続的な実践

効果検証・普及

子供の変化に係る共通指標を予め設定
・朝食欠食率、肥満度、共食の回数、
子供・保護者の意識変化 等

- ・事業終了後に全国の取組の成果を検証
- ・実効性のある取組を全国へ普及

平成29年度食育関連予算について

厚生労働省

厚生労働省における食育関連主要事業について

「第3次食育推進基本計画」

第3 食育の総合的な促進に関する事項

-
- 1. 家庭における食育の推進
 - 2. 学校、保育所等における食育の推進
 - 3. 地域における食育の推進
 - 4. 食育推進運動の展開
 - 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - 6. 食文化の継承のための活動への支援等
 - 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- ・「健やか親子21」による母子保健活動の推進
 - ・国民健康づくり運動「健康日本21」の推進
 - ・8020運動・口腔保健推進事業
 - ・子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）
 - ・食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

「健やか親子21」による母子保健活動の推進

【平成29年度予算案額 20百万円】
（平成28年度予算額 20百万円）

○21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

【基盤課題A】
切れ目ない
妊産婦・乳幼児
への保健対策

【基盤課題B】
学童期・思春
期から成人期
に向けた保健
対策

【基盤課題C】
子どもの健や
かな成長を見
守り育む地域
づくり

【重点課題①】
育てにくさを感じ
る親に寄り
添う支援

【重点課題②】
妊娠期からの
児童虐待防止
対策

健やか親子21（第2次）



すべての子どもが健やかに育つ社会

子育て・健康支援



連携と協働

企業

医療機関

研究機関

NPO

住民（親子）

学校

地方公共団体

健やか親子21推進協議会

モニタリングの構築

国（厚生労働省、文部科学省等）

国民健康づくり運動「健康日本21」の推進

【平成29年度予算案額 590百万円】
（平成28年度予算額 676百万円）

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21(第二次)推進費 〈29年予算案額 148百万円(28年予算額139百万円)〉
- 健康日本21(第二次)分析評価事業 〈29年予算案額 27百万円(28年予算額30百万円)〉

□ 科学的根拠に基づく基準やガイドラインづくり

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈29年予算案額195百万円(28年予算額296百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費、地域高齢者等の栄養管理支援事業〈29年予算案額20百万円(28年予算額15百万円)〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈29年予算案額75百万円(28年予算額68百万円)〉
 - ・管理栄養士国家試験運営等に係る経費
 - ・管理栄養士・栄養士養成施設におけるモデル・コアカリキュラムの検討
 - ・管理栄養士専門分野別人材育成事業
- 糖尿病予防戦略事業 〈29年予算案額37百万円(28年予算額37百万円)〉

(参考1) 国民健康・栄養調査の実施について

調査は、毎年実施している項目に加え、その年の重点テーマを決め、重点項目として把握。

平成29年の重点テーマは、高齢者の健康・生活習慣に関する実態把握。

平成28年～32年国民健康・栄養調査 調査計画

調査年	重点テーマ	ポイント
平成28年	地域格差	健康日本21(第二次)の中間評価にあわせた生活習慣等の地域格差の把握
平成29年	高齢者の健康・生活習慣に関する実態把握	食事、身体活動、睡眠、身体状況(筋肉量等)、咀嚼・嚥下に関する実態把握
平成30年	所得等社会経済的状況	所得、居住・労働環境、食物の入手可能性等と生活習慣等に関する実態把握
平成31年	社会環境	健康日本21次期計画を見据えた社会環境の整備に関する実態把握
平成32年	地域格差	健康日本21(第二次)の最終評価にあわせた生活習慣等の地域格差の把握

(参考2) 地域高齢者等の栄養管理支援事業

〈背景〉

- 配食市場規模は2009年度から2014年度の6年間で、1.8倍強拡大している。
- 高齢者世帯数の増加や、医療・介護の在宅化等の流れを受けて、栄養管理面を訴求した配食産業の更なる普及が見込まれる。

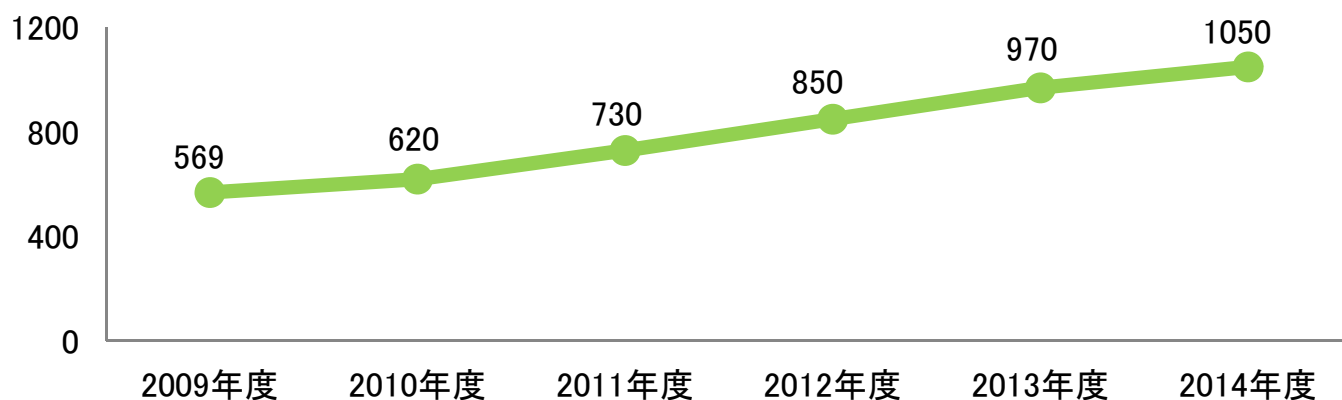
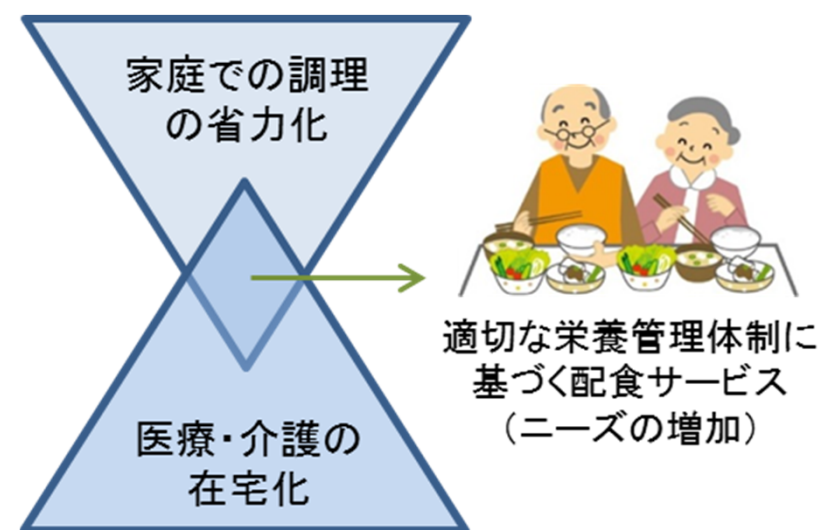


図 配食市場規模

資料：株式会社矢野経済研究所「メディカル給食・在宅配食サービス市場に関する調査結果2015」
より健康局健康課栄養指導室で作成



〈平成28年度〉

配食事業者における栄養管理体制等の在り方を検討するための検討会を立ち上げ、その中でガイドラインを策定。

〈平成29年度〉

ガイドラインと配食事業者や配食利用者を円滑に橋渡しする仕組みとして、個別対応・都度更新が可能な、配食事業者向けと配食利用者向けの支援ツールを作成し、その支援ツールを広く公表する仕組みを整備する。

8020運動・口腔保健推進事業について

【平成29年度予算案額 358百万円の内数】
（平成28年度予算額 328百万円の内数）

- 8020運動推進特別事業は、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うこと等を目的として平成12年度から実施し、口腔保健推進事業は、平成23年度に公布・施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき平成25年度から実施している。
- 平成27年度より両事業を統合することで、地域の特性を活かした柔軟な対応を促進し、歯科口腔保健の推進に関する施策の充実・強化を図る。
- また、歯科口腔保健推進室において部局横断的な施策にも取り組み、国、地方公共団体、住民（国民）それぞれと相互連携していく。

1. 8020運動推進特別事業 100百万円(H28:100百万円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。

（補助対象：都道府県
補助率：定額）

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 口腔保健推進事業 255百万円(H28:227百万円)

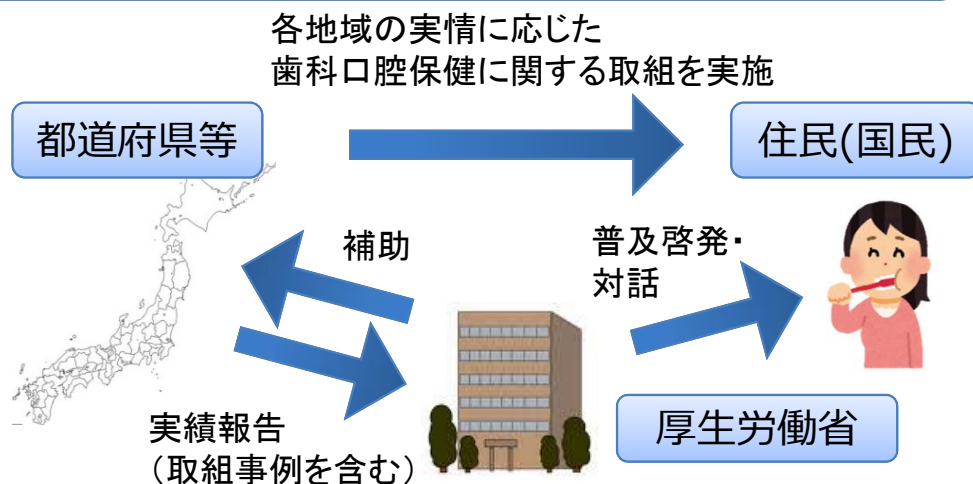
地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

（補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区
補助率：1/2）

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ① 歯科疾患予防・口腔機能維持向上事業
 - ①-1 歯科疾患予防事業
 - ①-2 **食育推進等口腔機能維持向上事業**
 - ② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進・技術者等養成事業
 - ②-1 歯科保健医療推進事業
 - ②-2 歯科医療技術者養成事業
 - ③ 調査研究事業
 - ③-1 歯科口腔保健調査研究事業
 - ③-2 多職種連携等調査研究事業



- ## 3. 歯科口腔保健支援事業 2百万円(H28:1百万円)
- 歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民（国民）それぞれと相互に連携していく。



子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

【平成29年度予算案額 11,429百万円の内数】
（平成28年度予算額 11,220百万円の内数）

現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

<イメージ>

地域の支援スタッフ
（学生・教員OB等）



<実施場所>
児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

学習支援



遊び等の諸活動



調理実習



食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。

食品に関する情報提供や リスクコミュニケーションの推進

【平成29年度予算案額 9百万円】
（平成28年度予算額 9百万円）

リスクコミュニケーションの主な取組

ホームページによる情報発信

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開

SNS（Social Networking Service） による情報発信

Twitterを活用し、食品安全に関する施策情報や食中毒の注意喚起などを実施



意見交換会

全国各地において「食品中の放射性物質」「輸入食品の安全性確保」「HACCP」などをテーマに意見交換会を開催



リーフレット等の作成

寄生虫（アニサキス）やリステリア、お肉による食中毒予防など、一般国民向けのリーフレットなどを作成



各自治体の協力のもと、意見交換会の開催やリーフレットの配布を行っている

農林水産省予算関連資料

農林水産省

食育活動の全国展開事業委託費（継続）

【60（60）百万円】

対策のポイント

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策を提示します。

<背景／課題>

- ・近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要です。
- ・平成28年4月に、食育推進事務が内閣府から農林水産省へ移管され、農林水産省が関係府省と連携しながら食育の全国展開を図っていく必要があります。
- ・第3次食育推進基本計画においては、食育に関心を持っている国民を平成32年度までに90%以上を目指す等の目標を設定するとともに、「国は、国民のニーズや特性を分析、把握した上で、それぞれの対象者に合わせて具体的な推進方策を検討し、適切な情報を提供する。」とされており、対象者に合わせた食育を推進していくことが求められています。

政策目標

食育に関心を持っている国民の割合の向上

（75%（平成27年度）→90%以上（平成32年度））

<内容>

1. 事業内容

食育推進全国大会や食育優良活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき国民のニーズや特性を調査・分析し、実践的な食育推進方策の検討や普及のためのセミナーを行います。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成25年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）]

地域の魅力再発見食育推進事業

【平成29年度予算概算決定額：280（一）百万円】

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進

背景と課題

第3次食育推進基本計画の決定（平成28年3月）

<重点課題>

- ・多様な暮らしに対応した食育の推進
- ・食の循環や環境を意識した食育の推進
- ・食文化の継承に向けた食育の推進 等

<目標(H32)>

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

食育推進の総合調整機能が内閣府から農林水産省へ移管（平成28年4月）

第3次計画の目標達成に向けた地域における総合的な食育活動を支援

○目的

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援

○支援内容

- ・地域食文化の継承
- ・和食給食の普及
- ・共食機会の提供
- ・農林漁業体験機会の提供
- ・食育を推進するリーダーの育成
- ・日本型食生活の推進
- ・食品ロスの削減



○補助率：1／2以内

○交付先：都道府県、政令指定都市

○事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、地場産食材の活用割合の増加 等

第3次食育推進基本計画の目標達成（32年度）を目指す

「和食」と地域食文化継承推進事業 【平成29年度予算概算決定額 60(212)百万円】

第3次食育推進基本計画(平成28年3月食育推進会議決定)を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を次世代に継承していくため、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある層を中心に、和食文化の普及活動や情報発信を実施

現状と課題

- 第3次食育推進基本計画に掲げられた食文化の継承等の重点課題の解決に向けた取組を推進する必要。
- 食が多様化する中で、家庭の食生活を一過性ではなく、継続的に和食化し、和食文化を継承していくには、食習慣を形成・転換するキッカケのある時期の人々をターゲットにする必要。
- 和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備が必要。

「和食」と地域食文化継承推進事業

「和食」継承事業(委託事業)

幼少期の子ども、育児ママ等、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある者に対し、和食文化に慣れ親しむための普及活動を実施。
和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備を実施。

幼少期

青年期

壮年期

老年期

【食生活形成期】

- ・幼児が味覚の形成期に和食に慣れ親しむことで和食好きとなる。
- ・学校給食で和食を提供することで和食を食べる食習慣が形成される。



【育児期】

子どもの健康への影響を考え、食習慣への関心が生まれる。



「和食」情報発信事業(委託事業)

メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信して、保護・継承に向けた機運の醸成を図る。



他事業との連携

和食給食普及マニュアル(学校栄養士向け)
育児世代向け和食普及マニュアル(保健師向け)等の提供

【地域の魅力再発見食育推進事業(補助事業)】

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち食文化の継承事業等、当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援。

- ・地域食文化の継承、和食給食の普及 など



和食文化の普及・継承、地域における食育の推進

第3次食育推進基本計画の目標達成

日本の食消費拡大国民運動推進事業

平成29年度予算概算決定額：288(388)百万円

- 今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念。
- このため、民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の魅力を広く発信すること等を通じて、消費者が日本の食の素晴らしさを再認識することにより、国産農林水産物の消費拡大を推進。

日本の食消費拡大国民運動推進事業

日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組、食品事業者等が国産農林水産物の利用を積極的に進める取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を行うとともに、地産地消を推進するコーディネーターの育成・派遣等を支援。

食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業（委託）



体験等を通じて日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組を実施



（参考）フード・アクション・ニッポンアワード2016
受賞作品の例

国産農林水産物の消費拡大につながる商品や地産地消の取組を表彰し、生産者の想いとともに地域産品を消費者に発信

- 食品関連業者等における国産農林水産物の利用促進
- 地産地消など国産消費拡大の優良事例の横展開

地域の食の絆強化推進運動事業（補助）

学校給食等への地場産食材の供給の取組をはじめとした地産地消の優良事例を普及するコーディネーターの育成・派遣等を支援



（研修会の開催）



（専門人材の派遣）

国産農林水産物の消費拡大



健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業

[平成29年度予算概算決定額：173(388)百万円]

- 機能性表示食品制度を活用して健康関連の食市場（いわゆる健康食品の市場規模の直近で1.2兆円）を開拓するため、地域の食の健康ブランドづくりや食育の推進に関する取組を支援するとともに、制度活用ノウハウの情報提供など、機能性表示食品制度等を活用促進のための環境整備を支援します。

健康関連の食市場開拓支援

1. 機能性農産物等の食による健康都市づくり支援(補助)

機能性農産物等を利用して健康都市づくりを目指す地域協議会を支援します



機能性農産物の活用促進

2. 食産業における機能性農産物活用促進事業

① 機能性表示食品制度活用推進環境整備(補助)

生産者や地域の食品企業が機能性表示食品を活用しやすい環境を整えます

- ・活用推進の人材を育成する研修実施
- ・食習慣・健康データを活用した食生活改善ツールの開発及び実証



② 機能性農産物等活用バリューチェーン構築調査(委託)

機能性農産物等の需要拡大を推進するため、大口の需要先となる外食・中食産業において、機能性農産物等を積極的に活用できる環境を整えます

- ・機能性農産物を取り扱う際のバリューチェーン上の課題を実証的に調査
- ・商品化に向けた具体的検討・調査



地域健康食ブランドづくり、次世代ヘルスケア関連の食産業の創出

食品リサイクル促進等総合対策事業

平成29年度予算概算決定額 78(77)百万円

現状と課題

- 食品ロスの要因の一つとされている商慣習の見直しについて、平成24年度から27年度にかけて検討
- 生産・流通などの過程で発生する未利用食品を必要としている人や施設に届けるフードバンク活動が広がり始めたところ

対 応

- 製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための更なる取組を推進、消費者への理解の促進
- フードバンクの利用促進や資質の向上

新たに以下の取組を拡充

食品産業における食品ロス削減の促進

事業内容

食品ロスの要因の一つとなっている商慣習について更なる見直しを行うとともに、見直しの取組について消費者理解を促進

具体的内容

【検討する取組】

- ・加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大
- ・商慣習の見直しに取り組む企業の拡大等



対象品目
拡 大

【情報発信】

- ・食品関連事業者の商慣習の見直しに向けた取組の内容について、消費者への理解促進につながる広報資材を作成し情報を発信

事業内容

食品関連事業者等によるフードバンクの利用を促進するとともに、フードバンクの資質向上を推進

具体的内容

【利用促進】

- ・食品関連事業者、福祉関係団体及び地方公共団体等を対象としたセミナーの開催

【資質向上】

- ・フードバンクの資質を向上するための衛生管理技術等講習会の開催



商慣習の見直しによる食品ロスの削減、フードバンク活動の活性化

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

農泊推進対策（新規）

- 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年 等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2等

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援
- 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援



活動計画づくり



高齢者のいきがい農園の整備



障害者による玉ねぎ収穫

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：
 - 都市農村共生・対流対策：上限2年
 - 地域活性化対策：上限5年
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2

山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援



地域産品の加工・商品化

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（上限1,000万円）

農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1／2等）

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

「農」と福祉の連携プロジェクト

農親連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

環境省予算関連資料

環境省



食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費

平成29年度予算（案）
68百万円（35百万円）

背景・目的

平成27年7月に策定された食品リサイクル法の新たな基本方針、同年10月の国連持続可能な開発目標（2030年までに小売・消費レベルでの世界全体の一人当たり食料廃棄を半減）等を踏まえ、特に食品リサイクルが低調な食品小売業者・外食産業についての再生利用等実施率の向上のほか、家庭系食品ロス・食品リサイクルの実態把握の促進・優良事例の展開のための施策を講じる必要がある。

一方、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を受けて、食品関連事業者による転売防止対策に関する省令改正等を行うとともに、食品リサイクル事業者への指導を強化する必要がある。

事業概要

1. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R促進事業(13,650千円)
○食品関連事業者の発生抑制・再生利用等の取組実態調査を実施。

○食品関連事業者等による再生利用等促進のための情報整理事業を実施。

2. 食品関連事業者による取組支援事業(31,446千円)

○食品廃棄物の転売防止対策の観点から、信頼性の高いリサイクル事業者を選択するよう促すため、優良事業者を評価するための客観的な基準を作成するのに必要な調査を実施。

○各地域におけるリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、リサイクルループ等の事業の実施状況・事業化動向調査、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施。

○食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導を強化。

3. 地域力を活かした食品ロス削減等促進事業(22,463千円)

○食品ロス・リサイクルに係る市町村の取組状況の実態調査を実施するとともに、市町村における、家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把握や、3R見える化ツールなどを活用した家庭系食品ロス削減取組を支援。

○学校給食等の実施に伴い排出される廃棄物の3R促進のモデル事業を実施。

事業目的・概要等

事業スキーム

環境省
(施策の検討)

調査の請負発注

成果の報告

請負事業者

(モデル事業実施地域を公募)

期待される効果

家庭・学校給食等から排出されるものも含めた食品ロスの実態把握が進み、食品ロス削減の先進事例の共有が図られる。また、食品リサイクル法基本方針に基づく食品関連事業者の再生利用等の実施率が向上するとともに、地域循環圏の構築が促進される。

イメージ

食べられるのに捨てられる「食品ロス」が年間632万トン

食品流通の川下（小売、外食、家庭）ほど再生利用が低調

食品ロスの削減

再生利用等実施率向上

地域循環圏構築促進

- ・官民あがた食品ロス削減の取組
- ・適正な再生利用等の実施の確保
- ・リサイクルループ形成促進
- ・地域の実情に応じた再生利用の促進

